

改正

平成11年12月17日規則第34号

平成16年12月24日規則第66号

平成17年5月18日規則第71号

平成20年3月31日規則第21号

平成28年3月30日規則第28号

福生市道路占用料徴収条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、福生市道路占用料徴収条例（昭和56年条例第44号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(占用料の減免)

第2条 条例第3条に規定する占用料の減免の額は、市長が別に定める。

- 2 条例第3条の規定による占用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ道路占用料減免申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、占用料の減免を決定したときは、道路占用料減免決定通知書（別記様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(占用料の督促)

第3条 占用料の督促は、道路占用料納入督促状（別記様式第3号）によるものとする。

(占用料の返還)

第4条 条例第4条第2項ただし書の規定により占用料を返還する場合の通知は、道路占用料返還通知書（別記様式第4号）によるものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた者の返還請求は、道路占用料返還請求書兼領収書（別記様式第5号）によるものとする。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月17日規則第34号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月24日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年 5 月18日規則第71号）

この規則は、平成17年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月31日規則第21号）

1 この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正前の（中略）福生市道路占用料徴収条例施行規則（中略）により現にある様式は、当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。

附 則（平成28年 3 月30日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって施行日前にされた行政庁の処分その他の行為又は施行日前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

道路占用料減免申請書

許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
占用の目的	
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
占用の場所	
減免を申請する理由	

上記のとおり道路占用料の減免を申請します。

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

㊟

福生市長 あて

別記様式第2号 (第2条関係)

道路占用料減免決定通知書

第 年 月 号 日

様

福生市長 印

年 月 日付けで申請のありました占用料の減免につきまして、福生市道路占用料徴収条例第3条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

減 免 決 定 理 由			
減 免 額	減免前の金額 円	減免する金額 円	減免後の金額 円

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福生市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福生市を被告として（訴訟において福生市を代表する者は福生市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第3号（第3条関係）

第	号	道路占用料納入督促状	
占 用 者	住 所 氏 名	様	
年 度	占 用 料	円	
	延 滞 金	延滞金の額は、納入すべき期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該占用料の額に年14.5%の割合を乗じて計算した額を徴収します。ただし、延滞金の額が100円未満である場合は徴収しません。	
<p>上記の金額を 年 月 日までに福生市指定金融機関に納めてください。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">福生市長 印</p>			
備考欄			

- 1 本状と行き違いに納入の場合は、ご容赦ください。
- 2 納入の際は、本状をご持参ください。

様

福生市長 印

道路占用料返還通知書

道路占用の許可の取消しに伴い、次のとおり道路占用料を返還しますので通知します。

占用物件	面積数量又は延長	月当たりの単価	返還月数	返還金額

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福生市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福生市を被告として（訴訟において福生市を代表する者は福生市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第5号（第4条関係）

道路占用料返還請求書
兼領収書

年度		会計			
款			項		
目			節		
金額	円				
占用物件	面積、数量又は延長	月あたりの単価	返還月数	返還金額	
納付年月日			納付場所		
請求理由					

上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所

氏 名

㊦

福生市長 あて

上記の金額を領収いたしました。

年 月 日

氏 名

㊦

福生市会計管理者 あて